

業界団体等のヒアリング結果概要

実施日	ヒアリング先	主な確認事項、指摘、意見など
2011/4/11	住友化学株式会社	① 化学業界では、消防法・毒劇法・労働安全衛生法等に基づき、対応しており、設備等からの漏洩防止は十分に講じられている。 ② 漏洩検知器には、電位差で異常を発見する機器や、水に混入した油分を検知する機器などがある。また、漏洩の確認方法としては、現地に検知機を設置して自動測定した結果をオンラインで警報装置と連動させて常時監視する方法や、その都度現地に行きハンディタイプの検知機を用いて測定・確認する方法などがあり、施設の規模などを考慮して選択すればよい。 ③ 漏洩が生じないことが理想ではあるが、万一、漏洩が生じた場合でも早期に発見し直ちに対処できるように、点検やモニタリングなどを実施している。
2011/4/11	石油連盟	① 石油業界では、消防法等に基づき、対応している。消防法には構造基準が詳細に示してあり、製油所、油槽所、ガソリンスタンド等は、それに基づいて設置されている。 ② 石油タンクの漏洩を確認する一つの方法として、液面計を用いる方法がある。また、一定の規模以上の地上タンクは、タンク内面も定期的に点検し、漏洩が生じていないことを確認している。 ③ 事業者によって施設や取り扱う物質が異なるため、構造基準を数値で一律に規定することは困難と思われる。 ④ マニュアルには、実際に行われている対応や点検方法などの具体的な事例も掲載すると分かりやすい。 ⑤ リスク管理の考え方が重要である（資料11参照）。
2011/4/15	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 クリーニング総合研究所	① クリーニング業界では、『テトラクロロエチレン適正使用マニュアル（資料4参照）』に基づき、対応している。 ② クリーニング溶剤としては、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、石油系溶剤、ふっ素化合物、シリコン系溶剤、臭素系溶剤があり、大部分の機械が石油系溶剤を使用している（石油系溶剤は水濁法対象外）。1,1,1-トリクロロエタンは平成元年の通産省通知により、現在はほとんど使用されていない。また、ふっ素化合物、シリコン系溶剤、臭素系溶剤を使用する機械の台数は少ない。 ③ 平成元年以降に製造されたクリーニング機械は、溶剤の漏洩を防止するための受け皿の取付けが標準になっている。 ④ クリーニング機械の配管は、全て地上に出ており地下配管は存在しない。また、一部の工場では、クリーニング機械を2階に設置して、万一、漏洩した場合でも地下浸透を生じさせない対応をとっている。 ⑤ クリーニング業界では、従業員4人以下の事業所が99%を占めており、小規模事業者でも対応できるマニュアルを作成して欲しい。
2011/4/15	全国鍍金工業組合連合会	① 鍍金業界では、経済産業省がとりまとめた『電気めっき事業者のための土壌汚染対策ガイドライン策定事業報告書（資料4参照）』を参考に、対応している。また、阪神淡路大震災の経験に基づき、地震対策に関する内部資料も作成し、自主的に対応している。 ② 鍍金技術について、清川メッキ工業株式会社のホームページにわかりやすく記述されているので、参考としてほしい。 ③ マニュアル等の検討にあたっては、現場に詳しい方も委員に加え、各業界の意見も十分に聞いたうえで、現場で対応できる内容としてほしい。特に、既存施設については、施設更新時から適用対象とするなど配慮してほしい。
2011/4/25	神奈川県環境農政局環境部大気水質課	① 神奈川県では、条例で昭和46年から有害物質を含む汚水等の地下浸透の禁止規定を設けており、平成10年に構造基準を規定した。 ② 事業者に対して適切な指導が行えるように、平成10年に指導にあたる職員用として『土壌・地下水汚染対策指導マニュアル及び土壌・地下水汚染対策技術マニュアル（資料4参照）』を作成した。本マニュアル作成にあたっては、それまでに国又は県で作成した指針・マニュアル類のほか、クロロカーボン衛生協会のマニュアル等の既存の技術情報を参考にしている。 ③ 条例等で構造基準等を規定した平成10年以前に建設された施設については、経過措置により平成16年から基準を適用している。 ④ 施設の点検は、目視検査以外の方法によることも考えられるが、具体的な検査方法は条例では規定していない。 ⑤ 地下水汚染未然防止対策を推進するためには、各種事業団体・協会を通じて法やマニュアルの内容を十分周知することが重要である。 ⑥ マニュアルは、現場の実態に即した内容としてほしい。